

## 八幡平市週休 2 日工事実施要領（試行）

令和 6 年 4 月 1 日施行

令和 6 年 5 月 1 日一部改正

### （目的）

第 1 本実施要領は、八幡平市が所管する工事において週休 2 日を確保する工事（以下、「週休 2 日工事」という。）を実施するために、必要な事項を定めるものである。

### （用語の定義）

第 2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）完全週休 2 日とは、作業期間内において土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を現場閉所することをいう。
- （2）週休 2 日相当とは、土日に限定せず、現場閉所率が 28.5%（8 日/28 日）以上であることをいう。
- （3）現場閉所日とは、予め定めた休工日であり、1 日を通していずれの現場作業も実施しない日のことをいう（ただし、巡回パトロールや保守点検等の現場管理上必要な作業を除く）。
- （4）作業期間とは、実工期から準備及び後片付け、特記仕様書で定める連休等（ゴールデンウィーク、お盆休暇、お正月休暇）の期間を除いた期間をいう。
- （5）実工期とは、工事開始日（余裕期間が終了した日）から工事完成日（受注者が工事完成届を提出する日）までの期間をいう。
- （6）発注者指定型とは、発注者が、完全週休 2 日又は週休 2 日相当に取り組むことを指定する方式である。
- （7）週休 2 日交替制とは、技術者及び技能労働者が交替しながら休日を確保する取組をいう。
- （8）週休 2 日交替制における週休 2 日相当とは、休日率（対象期間内に現場に従事した施工体制台帳上の元請け及び下請け全ての技術者及び技能労働者の休日日数の割合の平均（以下、「休日率」という。））が 28.5%（8 日/28 日）以上であることをいう。

### （対象工事の選定）

第 3 対象工事は、「土木一式工事」又は「舗装工事」で発注する工事のうち、発注者が選定したものとする。

2 発注型式は、週休 2 日工事（発注者指定型）とする。なお、社会的要請や現場条件の制約等により現場閉所を行うことが困難な工事については、週休 2 日交替制工事（発注者指定型）を選定できるものとする。

## 【第 I 編】週休 2 日工事（発注者指定型）

### （実施手続）

第 4 発注者は、入札公告の際、特記仕様書に「週休 2 日工事（発注者指定型）」の対象であることを明示するものとする。

- 2 週休2日の取扱いは以下のとおりとする。
- (1) 施工計画書（当初）に、具体的実施日を記載し提出すること。
  - (2) 週休2日の取組の対象期間は、作業期間内とする。
  - (3) 受注者は、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所を閉所するものとする。
  - (4) 橋りょう上部工工事、機械設備工事、電気通信設備工事、港湾工事等の工場製作期間と現場据付期間を有する工事においては、現場据付期間のみを対象期間とする。
  - (5) 対象期間中は、休工日を明示した実施工程表を作成し、履行報告時に監督職員に提出するものとする。
  - (6) 現場特性、天候、その他やむを得ない事情により、作業予定日を休工日とした場合は、当該作業予定日を休工日に振り替えることができる。この場合、振替作業日以降の修正工程表を速やかに監督職員に提出するものとする。
  - (7) 災害時等の緊急対応及び品質管理・安全管理のために連続して行う必要がある作業等、やむを得ず休工日に作業する場合は休工日を翌日以降の作業予定日に振り替えるものとする。
  - (8) 工事施工中に生じた災害や予期しない現場条件の変化等、受注者の責によらない事情により現場閉所が困難となった場合は、監督職員と協議により週休2日交替制工事に変更することができる。
  - (9) 夜間作業など、出勤から作業終了まで曜日を跨ぐ場合、作業終了時間から24時間以上の現場閉所を確保できれば、現場閉所を開始した曜日を現場閉所日と取り扱うことができる。
- 3 休工日において、以下の場合は、現場閉所日として取り扱うことができる。
- (1) 発注者が緊急の作業を要請した場合
  - (2) 現場見学会等の対応を行った場合
  - (3) 現場状況から交通規制が必要となり、交通誘導員を配置するものの、その他の一切の現地作業を行わない場合。
- 4 受注者は別紙1を参考に、週休2日工事である旨を工事掲示板等の公衆が見やすい場所に掲示するものとする。（A3判程度）
- 5 週休2日工事（発注者指定型）において交替制による週休2日工事を実施する場合、受注者は、施工計画書（当初）の提出前に、現場閉所が困難となる理由を示し、交替制による週休2日の実施について監督職員と協議するものとする。

#### **（発注者の責務）**

- 第5 発注者は、週休2日工事の実施に当たり取組の支障とならないよう、ウィークリースタンスの基本理念に基づいた対応等を実施するものとし、特に全体工程に影響を与える工事立会や協議等については、迅速に対応するよう努めるものとする。
- 2 発注者は、債務及び繰越等の活用による工期の平準化や余裕期間制度を活用するとともに、週休2日の実現に当たり適切な工期設定を行うよう努めるものとする。
  - 3 発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、休工日に作業が発生するような指示等を行わないものとする。

#### **（週休2日の実施報告）**

- 第6 受注者は、週休2日の取組結果について、工事完成届を提出する日の20日前（土日

- 等含む)までに、現場閉所日が記載された実施工程表を監督職員に提出するものとする。
- 2 受注者は、休日が確保されていることがわかる資料(作業日報や週報、出勤簿等のいずれか)を監督職員に提示するものとする。
  - 3 受注者の責により20日前までに実施工程表の提出がされない場合は、第7及び第8を適用しない。

#### (工事成績評定における評価、達成証明)

第7 発注者は、週休2日の達成を確認した場合、工事成績評定において、当該各号に定めるとおり評価するものとする。なお、評価方法は、別途定める。

- (1) 完全週休2日の達成 監督員の工程管理及び創意工夫において加点評価し、さらに評定点合計に追加で2点を加点評価する。
- (2) 週休2日相当の達成 監督員の工程管理において加点評価し、さらに評定点合計に追加で1点を加点評価する。

2 受注者は、完全週休2日又は週休2日相当を達成することができた場合、発注者に週休2日達成証明書(以下「証明書」という。)の交付を請求することができる。ただし、八幡平市特定市営建設工事共同企業体要綱(平成17年八幡平市告示106号)第2条第3号に規定する共同企業体(以下「共同企業体」という。)が施工した工事においては、証明書の請求は、共同企業体の代表者が行うものとする。

#### (工事費の積算)

第8 当初の予定価格の算定において、それぞれの経費に第2項で定める補正係数を乗じるものとする。ただし、精算時における現場閉所の達成状況を確認した結果、4週8休未滿となった場合は、全ての補正係数分を減額して契約変更を行うものとする。

なお、市場単価方式における補正については、市場単価方式の補正係数を乗じるものとする。

#### 2 補正係数

岩手県県土整備部週休2日工事実施要領(平成29年建技第399号、以下「岩手県要領」という。)第8第2項の規定に準ずる。

## 【第Ⅱ編】週休2日交替制工事(発注者指定型)

#### (実施手続)

第9 発注者は、入札公告の際、特記仕様書に「週休2日交替制工事(発注者指定型)」の対象であることを明示するものとする。

2 週休2日の取扱いは以下のとおりとする。

- (1) 施工計画書に、交替制による週休2日確保を実施する旨を記載し提出すること。
- (2) 週休2日交替制の取組の対象期間は、作業期間全体とする。
- (3) 対象期間中は、実施工程表に休日率を明示し、履行報告時に監督職員に提出するものとする。
- (4) 橋りょう上部工工事、機械設備工事、電気通信設備工事、港湾工事等の工場製作期間と現場据付期間を有する工事においては、第Ⅰ編の規定による。
- (5) 現場特性、天候、その他やむを得ない事情により、作業予定日を休日とした場合は、当該作業予定日を休日に振り替えることができる。
- (6) 災害時等の緊急対応及び品質管理・安全管理のために連続して行う必要がある作

業等、やむを得ず休日に作業する場合は休日を翌日以降の作業予定日に振り替えできるものとする。

(7) 休日に発注者が緊急の作業を要請した場合や現場見学会等の対応を行った場合は、休日として取り扱うことができる。

3 工事掲示板等への掲示については、第 I 編の規定による。

4 週休 2 日交替制工事（発注者指定型）において現場閉所による週休 2 日を実施する場合、受注者は、施工計画書（当初）の提出前に、現場閉所による週休 2 日の実施について監督職員と協議するものとする。

**(発注者の責務)**

第 10 発注者の責務については、第 I 編の規定による。

**(週休 2 日の実施報告)**

第 11 受注者は、週休 2 日の取組結果について、工事完成届を提出する日の 20 日前（土日等含む）までに、休日率が記載された実施工程表を監督職員に提出するものとする。

2 受注者は、技術者及び技能労働者の休日率の達成状況が確認できる既存資料等（出勤簿、工事日誌、休日実績が記載された工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等）を監督職員に提示するものとする。

3 受注者の責任により 20 日前までに実施工程表の提出がされない場合は、第 12 及び第 13 を適用しない。

**(工事成績評定における評価、達成証明)**

第 12 発注者は、週休 2 日相当の達成を確認した場合、工事成績評定において、第 I 編の規定により評価するものとする。なお、評価方法は、別途定める。

2 受注者は、週休 2 日相当を達成することができた場合、発注者に週休 2 日達成証明書（以下「証明書」という。）の交付を請求することができる。ただし、共同企業体が施工した工事においては、第 I 編の規定による。

**(工事費の積算)**

第 13 当初の予定価格の算定において、それぞれの経費に第 3 項で定める補正係数を乗じるものとする。ただし、精算時における休日率の達成状況を確認した結果、4 週 8 休未満となった場合は、全ての補正係数分を減額して契約変更を行うものとする。

休日日数の割合 (%) = 当該工事における休日日数 / 作業期間※

※下請けの場合、作業期間は施工体制台帳上の工期から対象外の期間を除いて設定する。

【休日日数の割合の平均（休日率）の算出例】

業者	氏名	工期日数	休日日数	休日日数の割合	平均
A建設	●●	300	90	30.0%	28.9%
	■	300	80	26.7%	
	◆◆	300	84	28.0%	
	▲▲	300	90	30.0%	
B建工(一次下請)	○○	200	60	30.0%	
	□□	200	65	32.5%	
C電設(二次下請)	××	100	25	25.0%	
					4週8休以上

工事着手前に確認

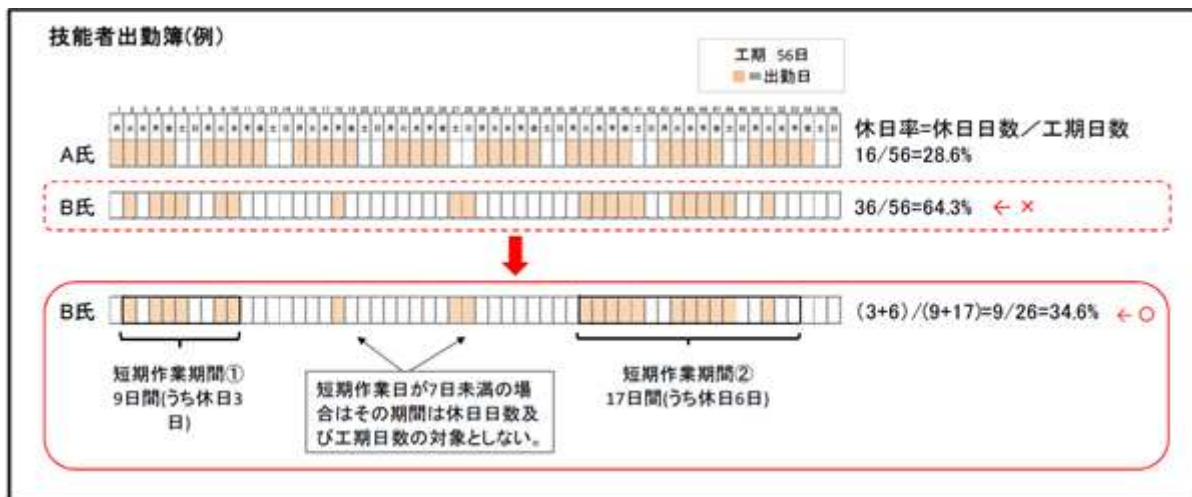
工事完成時に確認

(表中の工期日数を作業期間と置き換えるものとする)

(引用：国土交通省東北地方整備局 週休 2 日交替制モデル工事の試行における東北地方整備局の運用方針から)

- 2 短期作業期間が偏在する作業形態の作業員については、短期作業期間のみを合計した期間を集計期間とし、短期作業期間と短期作業期間の間の作業のない中抜け期間は休日日数を算出する際の休日日数及び作業期間の対象としない。短期作業期間の定義は、作業日が7日以上ある場合とし、作業日が7日未満の場合は週休2日が成立しないことから、その期間は休日日数及び作業期間の対象としない。

【短期作業期間が偏在する作業形態の作業員における休日日数の割合の算出例】



(図中の工期日数を作業期間と置き換えるものとする)

(引用：国土交通省東北地方整備局 週休2日交替制モデル工事の試行における東北地方整備局の運用方針から)

3 補正係数

岩手県要領第13第3項の規定に準ずる。

(その他)

第14 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年5月1日から施行する。

工事現場における週休2日工事実施明示の例

この工事は、八幡平市週休2日工事です。  
建設現場の働き方改革を推進するため、土曜・日曜・祝日の休工に取り組んでいます。

受注者 ○○建設㈱

電 話 0190-00-0000

工事現場における週休2日交替制工事実施明示の例

この工事は、八幡平市週休2日交替制工事です。  
建設現場の働き方改革を推進するため、技術者及び技能労働者が交替しながら休日確保に取り組んでいます。

受注者 ○○建設㈱

電 話 0190-00-0000